

監査結果(定期監査・行政 監査)に基づく措置通知

(平成28年8月31日)

TAKAS

監査結果(定期監査・行政監査)に基づき、措置を講じた旨の通知があったものは、次頁以降のとおりです。

平成28年8月31日

高松市監査委員

吉田 正己(よしだ まさみ)

鍋嶋 明人(なべしま あきひと)

藤原 正雄(ふじはら まさお)

白石 義人(しらいし よしひと)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

【監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧】

H28.8.31

通知 No.	監査 実施 年度	告示日	告示 番号 ※	区分 ※	項目	公表文 該当 ページ	所管課等		通知日
No.1	H28	H28.6.30	第21号	指摘	適正な決裁者による決裁の欠如について	P.32	環境局	環境保全推進課	H28.7.28

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

通知No.

No.1

監査実施年度／監査対象	平成28年度／環境局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第21号	告 示 日	平成28年6月30日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	通 知 日 平成28年7月28日
指摘・意見 の 項 目	適正な決裁者による決裁の欠如について		
内 容	<p>家庭系一般廃棄物処理手数料の収納事務委託契約の年度途中における契約解除の決裁については、年度当初の契約締結決裁において、高松市事務決裁規程第6条により環境局長決裁とすることとされているが、平成27年12月3日起案の契約解除決裁について、専決者の意思決定の手続きを経していないものとなっているので、適正な専決者までの決裁を受けられたい。</p>		
公表文該当 ペ ー ジ	32ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki28/630.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	環境局 環境保全推進課
結 果	<p>本件指摘事項については、平成28年5月24日の事情聴取事項等の通知を受けた後、課内職員に対し、注意喚起し、常に担当事務に係る諸規程を再確認する方法により再発防止に努めることを指導した結果、平成28年5月26日付け起案の契約解除決裁において、適正な決裁者による決裁を受け、以後、適正に事務処理を行っている。</p>